

## 14監査公表第13号

### 福岡市職員措置請求及び監査結果公表

地方自治法第242条第3項の規定により、標記の請求に係る監査を行ったので、同条同項の規定により請求書及び請求人に対する監査結果通知文を次のとおり公表する。

平成14年5月9日

福岡市監査委員	石	村	一	明
同	宮	本	秀	国
同	高	橋	宏	和
同	上	野		寛

[ 福岡市職員措置請求書 ]

## 福岡市職員措置請求書

福岡市職員に関する措置請求

### 1、請求の要旨

A、経済振興局観光課職員の経費濫用を糾してください。

観光課は去年2月から国民宿舎千石荘の廃止に伴い地元との協議を始めました。その相手方の選定方法については監査の対象でないとの事ですから、ここでは経費の問題のみを取り上げます。

情報公開で調査した結果6回の地元と会合で64400円の出費がありました。

a、そのうち45000円は、してはいけない供給の金額です。これの還付を求めます。

b、タクシー代19400円はバスを使えば半額と見て1万円を還付する事を求めます。

合計55000円もの経費の無駄使いを糾して下さい。

(資料添付しています。ただし情報公開室で見た書類は分厚い会計簿の一部分にあちこちに散らばっていた為、手書きで写して来ました。コピーが1枚20円というのは紙公害防止の意味でしょう。いつでも又見ることが出来ると情報公開室の話でした。)

B、監査委員会は2000年度後期から2001年度前期の定期監査の結果76件の不備を指摘した、との事です。1月29日読売朝刊によれば、

『過去に不備を指摘されながら改善の見られなかった例も少なくなく、監査事務局は“仕事が安易に流れ、役人としての背骨が通っていない”と市の対応を厳しく批判した』との事。

指摘して改善を勧告する、という権限はどこまで法的に強いのですか？勧告だけで相手が

『すみません』と言って終りでは、事態は何もよくなりません。勧告した以上は勧告に従うように、繰り返し勧告して、又、その経過を新聞等で公表して下さい。

### 2、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査による事を求める理由

福岡市の行政の内部の審査でなく、固定観念や先入観に囚われない外部の自由で公正な方に判断して頂きたいと思えます。

### 3、請求者

住所 福岡市早良区有田1-31-8

職業 ピアノ教師

氏名 田中 やす系

以上、地方自治法第242条第1項の規程により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成14年2月26日  
福岡市監査委員会 御中

(以上,原文のまま記載。)

別紙事実証明書(内容は省略)

[請求人に対する監査結果通知文]

福監査第41号  
平成14年4月23日

田中 やす 丞 様

福岡市監査委員	石	村	一	明
同	宮	本	秀	国
同	高	橋	宏	和
同	上	野		寛

#### 福岡市職員措置請求に係る監査の結果について(通知)

平成14年2月26日付けで提出された標記の請求について、地方自治法第242条第3項の規定により監査を行ったので、同条同項の規定により、その結果を次のとおり通知します。

#### 請求の要件

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認めた。

#### 個別外部監査契約に基づく監査

本件請求については、請求の対象が食糧費及び交通費の支出に関する事務であり、監査にあたっては、その事実を確認するものであることから、個別外部監査契約に基づく監査によるのが相当であると認めるには至らないと判断した。

#### 監査の実施

##### 第1 監査対象事項

監査請求の趣旨は、請求書内容及び請求人の陳述内容から

「経済振興局観光課は、国民宿舎千石荘(以下「千石荘」という。)の廃止に伴い、昨年2月から地元との協議を始めており、この協議について、情報公開で調査した結果、6回の会合で64,400円の出費があった。このうち、45,000円は、してはならない供給の金額であり、また、タクシー代19,400円はバスを利用すれば半額とみて、合計55,000円もの経費の無駄使いがあり、観光課長に対し、これらの還付を求めるもの」と

した。

したがって、本件請求人の請求については、

- (1) 観光課職員が千石荘廃止に伴う地元協議において、食糧費を執行したこと及び支出した金額について、違法若しくは不当な公金の支出に該当するかどうか。
- (2) 地元協議にあたっての交通手段として、バスや地下鉄といった公共交通機関を使用せず、タクシーを使用し、交通費を執行したことが不当な公金の支出に該当するかどうか。

を監査対象事項とした。

## 第2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第5項の規定により、平成14年3月14日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人により陳述が行われた。

## 第3 事情を聴取した職員

経済振興局長並びに関係職員

## 第4 諸帳簿の監査

食糧費及び交通費の支出に関する関係書類等の監査を行った。

## 第5 協議内容の確認

協議資料及び会議録等の確認を行った。

## 第6 庁用自動車の運行状況の確認

経済振興局観光課及び財政局自動車管理事務所が管理する庁用自動車の運行状況を確認した。

## 第7 実地調査

本件請求にかかる交通費の執行に関し、地元の協議場所までの所用時間等について公用車により実地調査を行った。

## 監査の結果

本件請求のうち、タクシーの使用等については請求に理由がないものと認め棄却し、食糧費の執行については意見の一致を見ず、合議が調わなかった。

監査した結果、確認した事実等は以下のとおりである。

## 第1 事実関係

### 1 本市における食糧費の執行及びタクシーの使用に関する基準等について

#### (1) 食糧費の執行について

食糧費の執行にあたっては、平成7年9月6日付け助役通知「食糧費の執行について」により、目的と範囲について、以下のとおり、留意することとされている。

る。

#### ア 目的

食糧費は、行政事務上の直接の必要から生ずる会食、会議用及び応接用茶菓・弁当、非常用炊出し等の経費である。

したがって、その支出が事務事業の推進上、また、行政運営に寄与することが期待される場合に限り、必要最小限度認められるものである。

#### イ 範囲

食糧費の執行は、個々の具体的事例に即して、その必要性を検討のうえ、最小限の範囲とする。

(ア) 目的を達成できる必要かつ最小限の人数とすること、また、本市の対応者については、原則として相手方の人数の範囲内とする。

(イ) 会議等の必要性、重要性等を総合的に勘案し、目的を達成できる必要最小限の額とし、その範囲は、料理、飲物、奉仕料、税金とする。

また、食糧費支出については、平成7年4月21日付け財政局長通知「食糧費支出の最高限度額の改定について」により、1人あたりの最高限度額について、以下のとおり規定されている。

1人当たり15,000円。ただし、この限度額により難い特別な事情がある場合は、支出伺に係る決裁権限について、現専決権者の直近の上位者による特別決裁をもって、執行することができるものとする。

#### (2) タクシーの使用について

本市においては、借上車として使用するタクシーの使用の手続について、財政局が、「福岡市タクシー借上事務取扱い要綱(平成9年1月1日施行)」を定めており、当該要綱の第4条にタクシーの使用基準等が示されている。

なお、タクシーの使用が認められる場合とは以下のとおりとされている。

ア 他の職員による使用又は点検・整備のため、配置を受けた自動車を使用できないとき。

イ 一時的に多数の自動車を必要とする場合において、必要な自動車の配車が困難であるとき。

ウ 物品等の運搬のため、他の交通機関を利用できないとき。

エ 人の輸送を行う場合であって、配置を受けた自動車の使用又は他の交通機関の利用によることが適当でない認められるとき。

オ 他の交通機関の利用と比較して明らかに経済的かつ効率的であると認められるとき。

カ 業務のため、緊急に目的地に向かう必要が生じたとき。

キ 他の交通機関を利用することができない時間帯であるとき。

ク 前各号に掲げる場合のほか、責任者〔課(課に相当する組織を含む。)の長をいう。〕が特に必要と認めるとき。

## 2 経済振興局における食糧費の執行及びタクシーの使用に関する取扱いについて (経済振興局の説明)

経済振興局においては、食糧費の執行については、1人あたりの金額の設定など平成7年9月6日付け助役通知「食糧費の執行について」(前掲)及び同年4月21日付け財政局長通知「食糧費支出の最高限度額の改定について」(前掲)に基づいて行っている。

また、タクシーの使用についても、「福岡市タクシー借上事務取扱い要綱」に定められた基準(前掲)の趣旨に則って運用している。

なお、経済振興局において、独自の運用基準等を定めてはない。

### 3 本件請求にかかる事項について

(経済振興局の説明)

平成12年10月に千石荘を廃止する方針を明らかにして以降、廃止に至った経緯や跡地活用策に関する問題について、地元自治連合会会長等に対して個別に説明し、地元と行政との跡地検討に向けた協議の場を設けるための働きかけを続けていた。

なお、跡地の活用策に関する福岡市の基本的なスタンスとしては、何らかの活用策を決めて臨むのではなく地元とともに跡地活用策を検討するという方針であった。

また、地元の声として、千石荘の廃止について賛成はできないが、現在の社会経済情勢の中で福岡市が国民宿舎という旅館業を継続することが困難であるということについては理解できる。しかし一方で、千石荘がこれまで地元において果たしてきた役割もあり、跡地活用策については地元の活性化につながるようなものにしてほしい、そのために地元の意見を十分聞いてほしい。さらに地元においては福岡市が千石荘を廃止した後、跡地を放置するのではないのかという不安があり、跡地問題については経済振興局だけでなく福岡市を挙げて取り組んでほしいといった意見や要望が挙がっていた。

このため、地元の方と本市側が集まった形で協議を行う場を設け、本市側からは千石荘を廃止するに至った経緯や本市の財政状況について説明する必要があり、また、地元の方からは今後の跡地活用策の検討のため地元の要望や地元住民の気持ちを十分に聞く必要があった。

(経済振興局の説明)

#### (1) 1回目の「千石荘跡地に関する協議」について

##### ア 区役所における会議

- ・ 会議名 「千石荘」跡地活用検討会
- ・ 日時 平成13年2月1日 16時00分～17時30分
- ・ 場所 早良区役所2階会議室
- ・ 出席者数 10名

##### 内 訳

本 市	経済振興局	観光課長外2名
	総務企画局	企画課企画係長
	早良区役所	区次長外まちづくり企画課2名

地元関係者 地元自治連合会会長外2名

- ・ 会議の内容等

前述した千石荘廃止、跡地活用に関する当時の状況から、地元と本市にお

いて千石荘跡地活用策について協議を行う必要があり、地元については、窓口として地元自治連合会会長に出席を依頼し、本市については、全市を挙げて取り組むため、所管の観光課だけでなく、全庁的な観点から検討するために総務企画局企画課の早良区担当係長に、また、地元の事情に詳しいということから早良区役所まちづくり企画課にも出席を依頼し、何とか最初の協議にこぎつけたものである。

会議においては、本市から千石荘を廃止せざるを得なくなった経緯及び千石荘跡地の概要を説明し、跡地の活用策について、今後地元とともに協議を進めることについて協力を依頼した。

また、地元からは、昭和30年代に石釜地区で洪水による災害被害があり、これを契機に国民宿舎が建設されることになった経緯、これまで地元住民が千石荘を冠婚葬祭などの際に利用してきたこと、地元住民にとっては単なる旅館ということではなく、様々な思い出の詰まったかけがえのない施設であること、千石荘は地元のシンボルであり、なくなれば、地元住民は大変寂しい思いがすること、跡地の活用にあたっては、地域の活性化が図られるようにしてほしいこと、三瀬村のやまびこの湯には福岡市民が沢山行っており、あのような施設が早良にもあれば地域の活性化につながるのではないかという意見など地元の方の千石荘に対する熱い思いが語られた。

#### イ 飲食店における協議

- ・ 日 時 平成13年2月1日 18時00分～19時30分
- ・ 場 所 早良区百道1丁目 「飲食店 X」
- ・ 出席者数 9名

##### 内 訳

本 市 経済振興局 観光課長外2名  
早良区役所 区次長外まちづくり企画課2名  
地元関係者 地元自治連合会会長外2名

- ・ 飲食内訳等 料理代 36,000円(4,000円×9人)  
酒 2,800円(350円×8本)  
ビール 4,050円(450円×9本)  
焼酎 2,000円(2,000円×1本)  
おじゃ 150円(150円×1個)  
合計 45,000円(税込み)

\* なお、出席者1人あたり、5,000円の支出となっている。

#### ・ 会食の必要性等

会議は、双方のスケジュールの都合により16時から区役所会議室で予定していたが、会議は、千石荘という地元で長年親しまれた施設の廃止に関するものであり、また、今後跡地をどのように活用して地域の振興に役立てていくかという複雑かつ困難な内容であり、なおかつ地元との集まった形での最初の会議であることから、長時間に及ぶことが予想できたため、その場合は、場所を移して食事を取りながら協議を続けるため、あらかじめ区役所の近所の飲食店に予約をしていた。

区役所における会議においては、17時30分頃になっても十分会議を尽くしたという雰囲気ではなく、今後、千石荘の廃止について地元の理解を得た上で跡地活用策の検討について、できる限り早くテーブルについていただくため、更に忌憚のない意見交換を行うために引き続き飲食店において食事を取りながら協議を継続することが有効であると判断し、また、地元の方においても協議の継続について了解が得られたため、飲食店に場所を移した。

当時としては、千石荘の廃止と跡地問題については、まずは、地元と行政が意見交換を行うこと自体が目的であり、区役所における協議に引き続いて飲食店において食事を取りながら協議を継続することにより、結果として地元住民の方と腹藏ない意見交換を行うことができたところであり、事務事業の推進上大変意義があったものと考えている。

- ・ 会食における1人あたりの金額等

食糧費の執行については、1人あたりの金額など、前掲の助役通知「食料費の執行について」及び財政局長通知「食糧費支出の最高限度額の改定について」に基づいて行っている。

これらの通知の趣旨は、事務事業の推進上又は行政運営に寄与することが期待される場合に限り、必要最小限の範囲内で認められるものであると認識しており、この趣旨に則って運用している。

今回の食糧費の執行は、一人当たり5,000円であり適正な額であると判断している。

また、本市側の人数については、助役通知によると、「本市の対応者については、原則として相手方の人数の範囲内とする。」となっているが、今回の場合は区役所における会議から継続していること、長時間にわたる協議の中での飲食の提供であること、千石荘跡地の問題は早良区の活性化にとっても重要な問題であることなどから、区役所での会議に出席した職員は、総務企画局企画課企画係長を除き、引き続き飲食店における会議にも出席することとし、相手方3名に対し、本市側6名となったものである。

なお、総務企画局企画課企画係長は区役所での会議終了後、他の用務のため帰庁している。

- ウ タクシーの使用について

- ・ 使用者及び乗降者 経済振興局 観光課長外2名（往路）
- ・ 乗車時間 平成13年2月1日 15時15分～15時30分
- ・ 乗車区間 市役所本庁舎から早良区役所
- ・ 使用額 1,780円
- ・ 用務

千石荘廃止の経緯及び跡地活用策に関し、早良区役所において地元との第1回目の協議を開催しており、当該協議に出席する必要があった。

- ・ 使用の理由

この日は16時からの地元との会議の前に、中世博多展の関係で早良区維持管理課との打合せを15時30分から予定していたが、来客の関係で観光課を出発するのが15時過ぎになり、15時11分発の地下鉄（藤崎駅15時20分着）には

間に合わなくなったため、タクシーを使用したもの。

なお、地下鉄の次発は15時19分であり、藤崎駅到着は15時28分であった。

(2) 2回目の「千石荘跡地に関する協議(於 早良区役所)」における地下鉄使用について

- ・ 使用者 経済振興局観光課施設係長外1名(往復)
- ・ 乗車日時 平成13年5月14日
- ・ 乗車区間 天神駅から藤崎駅間
- ・ 使用額 250円×2人×2回=1,000円
- \* 観光課管理のよかネットカードから支出
- ・ 用務

地元住民から、千石荘に温泉が出れば跡地活用策検討の幅が広がるなどの意見があり、千石荘の敷地内での温泉調査実施の要望がなされたため、早良区役所において地元協議を開催しており、当該協議に出席する必要があった。

(3) 3回目の「千石荘跡地に関する協議(於 石釜公民館)」におけるタクシー使用について

- ・ 使用者及び乗降者 経済振興局 観光課長外2名(往復)
- ・ 乗車時間 平成13年7月6日 17時30分頃～18時15分(往路)  
同 21時20分頃～21時50分(復路)
- ・ 乗車区間 市役所本庁舎から千石荘まで(往路)  
石釜公民館から市役所本庁舎まで(復路)
- \* なお、往路は、千石荘職員との別の協議のため一旦千石荘に向かい、千石荘での協議終了後、千石荘職員の運転する車で石釜公民館に向かった。
- ・ 使用額 5,060円(往路)  
4,510円(復路)
- ・ 用務

地元自治連合会会長を通じ、千石荘の直下の集落である石釜唐の原地区の住民から、千石荘廃止の経緯や跡地活用策の検討状況について説明してほしいとの依頼があったため、石釜公民館において地元が開催した説明会に出席する必要があった。

- ・ 使用の理由  
説明会は、国道263号線沿いの、千石荘への分かれ道である千石橋から更に1キロ程度進んだ場所にある石釜公民館で行われたため、公共交通機関の便が悪いと判断し、タクシーを使用したもの。  
なお、自動車管理事務所の管理する軽自動車については、協議開始が19時であったため考えていなかった。

(4) 4回目の「千石荘跡地に関する協議(於 早良商工会)」におけるタクシー使用について

- ・ 使用者及び乗降者 経済振興局観光課長及び総務企画局企画課企画係長



- 外 2 名（往路）  
総務企画局企画課企画係長（復路）
- ・ 乗車時間 平成13年 8 月24日12時15分頃～12時45分（往路）  
同 15時20分頃～16時00分（復路）
- ・ 乗車区間 市役所本庁舎から早良商工会まで（往路）  
早良商工会から市役所本庁舎まで（復路）
- ・ 使用額 3,150円（往路）  
3,300円（復路）

- ・ 用 務

今後の千石荘の問題については、旧早良町の4校区自治連合会会長と早良商工会会長の5名が、市との窓口となって対応することが地元において確認され、また、跡地活用策に関するアンケート調査を地元で行うことなどを決定する会議が早良商工会において開催されており、観光課からも、行政内部において、国民宿舎跡地検討に関する検討委員会を設置したこと、地元の要望を受けた温泉調査を実施している途中であることなどを説明するために会議に出席する必要があった。

- ・ 使用の理由

会議が13時から予定されており、経済振興局観光課長及び総務企画局企画課企画係長外2名の往路については、12時に昼食を取った後出発したため、公共交通機関では間に合わないと判断し、タクシーを使用したもの。

また、復路については、当該会議に出席した総務企画局企画課企画係長が、次の会議の時間に間に合わせるため、市役所本庁舎までタクシーを使用したもの。

なお、自動車管理事務所の管理する軽自動車に空きはなかった。

(5) 5回目の「千石荘跡地に関する協議（於 早良商工会）」におけるタクシー使用について

- ・ 使用者及び乗降者 経済振興局観光課長（往路）
- ・ 乗車時 平成13年10月5日 9時30分頃～9時50分
- ・ 乗車区間 西区役所から早良商工会まで
- ・ 使用額 2,430円
- ・ 用 務

千石荘の敷地内で行っていた温泉調査の結果について地元の代表者の方に説明するため早良商工会へ行く必要があった。

なお、調査結果は、敷地内には温泉開発の適地は存在しないというものであった。

- ・ 使用の理由

会議は午前10時から予定されていたが、会議前に西区役所振興課と博多どんたくについての打ち合わせを行った後、至急、早良商工会に向かう必要があったためタクシーを使用したもの。

なお、経済振興局観光課施設係長外1名は、自動車管理事務所が管理する

軽自動車を使用し、早良商工会への説明に向かっており、復路については同軽自動車を使用している。

(6) 6回目の「千石荘跡地に関する協議(於 早良商工会)」におけるタクシー使用について

- ・ 使用者及び乗降者 経済振興局観光課長外2名(復路)
- ・ 乗車時間 平成13年10月16日15時10分頃～15時40分
- ・ 乗車区間 早良商工会から市役所本庁舎まで
- ・ 使用額 3,230円
- ・ 用務

千石荘跡地活用策の地元におけるアンケート調査については、地元が主体的に実施されたものであったが、その集計については電算処理の方が早く正確であることから観光課において実施することとしており、その結果について早良商工会へ説明に行く必要があった。

- ・ 使用の理由

早良商工会から帰り次第、連絡を取り、打合せを行う約束があったため、至急、帰庁する必要があり、復路にタクシーを使用したもの。

なお、自動車管理事務所の管理する軽自動車に空きはなく、往路については、経済振興局総務課に配置された庁用車(運転手有り。)を使用している。

- 4 本件請求における食糧費及びタクシーの使用にかかる交通費の支出事務について  
食糧費の支出伺、請求書、タクシー乗車券等の支出に関する所定の関係書類を監査した結果、当該支出事務にかかる手続については、関係法令等に基づき、適正に行われているものと認めた。

- 5 本件請求にかかる地元との協議に関する協議資料等について

「千石荘跡地に関する協議」における協議資料、会議録、説明資料等の関係書類を確認した。

協議については、1回目及び2回目を観光課が開催しており、3回目以降は、地元が開催していた。

観光課が開催した1回目及び2回目の協議については、案内文書や会議録が作成されておらず、協議資料等から観光課職員の口頭説明によりその内容を確認した。

また、3回目以降の協議については、地元への説明資料等から観光課職員の口頭説明によりその内容を確認した。

- 6 庁用自動車の運行状況について

経済振興局観光課及び財政局自動車管理事務所が管理する庁用自動車の運行状況を確認した。

経済振興局観光課には大型バスが配置されていたが、普通自動車は配置されていなかった。

また、財政局自動車管理事務所が管理する庁用自動車5台について、経済振興局観

光課から空きがなかったとの説明を受けた平成13年8月24日及び同年10月16日の運行状況を確認したところ、8月24日については1台が運行されていなかった。

自動車管理事務所によると、庁用自動車の使用にあたっては事前に予約をすることとなっており、観光課が申し込んだ時点では、予約が入っていたのではないかとのことであった。

## 7 実地調査

地元との協議場所までの所要時間等について公用車により実地調査を行った。

調査結果は以下のとおりであった。

調査日時 平成14年3月29日 13時10分～15時25分

市役所本庁舎から	明治通り経由	早良区役所まで	所要時間21分
脇山口交差点から		早良商工会まで	29分
脇山口交差点から		石釜公民館まで	37分
石釜公民館から	城南線経由	市役所本庁舎まで	57分

なお、天神から石釜公民館（上石釜・下の畑バス停留所）までのバスの本数は少なく、協議の出席にあたって適当な時間帯にバスは運行されていなかった。

## 第2 監査委員の判断

### 1 食糧費の執行について

本市の食糧費の執行については、平成7年9月6日付け助役通知にあるように、「行政事務上の直接の必要から生ずる会食、会議用及び応接用茶菓・弁当、非常用炊出し等の経費であり、その支出については、事務事業の推進上、また、行政運営に寄与することが期待される場合に限り、必要最小限度認められるものである。」とされている。

また、この食糧費支出の最高限度額については、同年4月21日付け財政局長通知により、1人あたり原則15,000円とされており、経済振興局においてもこれらの基準等に基づき食糧費を執行する必要がある。

したがって、本件請求にかかる食糧費の執行については、まず、千石荘に関する行政事務の執行上、地元との協議を行い、当該協議において、会食の必要があったかどうか、次に、会食が必要最小限の支出の範囲であったのかどうかを当該行政事務と地元との協議との関連性、地元との協議における会食の目的、会食の出席者、会食の内容から本市の食糧費の執行に関する基準等及び社会通念により判断する必要がある。

#### (1) 会食の必要性

本市においては、経済振興局観光課が観光行政の総合的企画・調整等の事務を行っており、市立国民宿舎に関する事務を所管しているため、千石荘の廃止及び跡地活用策の検討に関して、地元への説明など協議を開催する必要があったことは認められるところである。

そこで、その協議の場において会食をする必要性について、以下検討する。

地元との協議の場は、今後の千石荘跡地活用策の検討に関する円滑な行政事務の執行を図るため、区役所における会議に引き続きその会議を補完する意味から忌憚のない意見交換の場として設定する必要があったこと、さらにその会議が長時間に及ぶことが予想されたことを考えると協議の場に食事を提供することは社会通念上

有り得ることだと判断される。

また、「行政事務及び事業の執行上、外部者の参加を求めて会合をもつ必要があり、これと同時又は引き続いて、会合自体では不十分なところを補ったり、あるいは外部者に対し、会合への出席及び、情報・助言の提供に対する儀礼の趣旨の接遇を兼ねて食糧費というにふさわしい節度のある会食等を行うことは、なお、食糧費の対象の範囲内である」と判示する平成14年3月25日仙台地裁判決〔平成12年（行ウ）第12号〕及び平成13年3月22日福岡地裁判決〔平成10年（行ウ）第5号〕をみても本件会食は食糧費の対象範囲内の会食と判断される。

## （2）会食の内容

この会食は、区役所における会議に出席した地元関係者並びに千石荘の廃止に関する直接の事務を所管する観光課の職員及び千石荘の所在する早良区の市民主体のまちづくり活動を支援する早良区役所まちづくり企画課の職員が出席し、会食の内容は金額にして1人あたり5,000円の支出であったことが認められる。

1人あたりの食糧費の支出は「食糧費の取り扱いについて」（昭和41年3月29日財政局長通知，昭和46年，57年，59年，平成7年改定）に定める食糧費支出の最高限度額の範囲内であり、また、食糧費の支出基準は1人あたり8,000円を相当とする既述の平成14年3月25日仙台地裁判決，1人あたり5,000円を相当とする平成13年3月22日福岡地裁判決を勘案しても相当と判断される。

### ア 食糧費の執行が違法若しくは不当な公金の支出に当たらないとする意見

本会食は必要最小限の支出範囲内であり、食糧費を支出した観光課長の裁量に違法若しくは不当というべきところはないと判断する。

しかしながら、現下の厳しい財政状況下にあって基準の範囲内であったとはいえ、複雑かつ困難な事柄を協議する場において、酒類を提供したことは、納税者である市民にとって納得しがたいことであり、不当といわないまでも不適切であるとの誹りは免れない。

### イ 食糧費の執行が違法若しくは不当な公金の支出に当たるとする意見

本件については、地元関係者との初めての協議の場において、酒8本、ビール9本、焼酎1本の酒類が提供されていることは、協議とはいいい難く、社会通念上妥当なものとは認め難いといわざるを得ず、酒類の提供にかかる食糧費の執行については不当な公金の支出にあたりと判断した。

## （3）出席者人数

助役通知にあるように、食糧費の執行の範囲については「目的を達成できる必要かつ最小限の人数とすること。また、本市の対応者については、原則として相手方の人数の範囲内とする。」とされているが、本件については、相手方3人に対し、観光課から3人、早良区役所まちづくり企画課から3人が出席している。

### ア 食糧費の執行が違法若しくは不当な公金の支出に当たらないとする意見

助役通知から考えると、6人の出席は多いのではないかとと思われるが、本件の場合には地元からの要望もあって、全市的な観点から関係部局等が集まり、千石荘跡地の活用を検討するための意見交換の場であること、また、千石荘跡地の問題は特に早良区の活性化、まちづくりにとって重要な問題であることなどに鑑み、本市から6人が出席した必要性を否定することができず、観光課長の裁量を不当とまでいうことはできないと判断した。

#### イ 食糧費の執行が違法若しくは不当な公金の支出に当たるとする意見

本件については、この執行方針に反しており、本市出席者3人にかかる食糧費の執行は不当な公金の支出にあたると判断した。

食糧費の執行に関しては、以上のとおり、会食の内容及び出席者人数について、意見の一致を見ず、合議が調わなかった。

なお、福岡市長に対し、昨今の社会経済情勢や食糧費に関する既述の判決に鑑み、食糧費支出の最高限度額を減額の方向で見直しの検討を行うこと、また、食糧費の執行にあたっては、市政運営が市民の負担のもと行われていることを改めて思い起こし、市民の誤解・不信を招くことのないよう、個々の事業内容に応じた必要かつ最小限の執行に努めるとともに、酒類の提供については特に留意するよう職員への周知を図ることについて要望することを合議により決定した。

#### 2 タクシーの使用等について

タクシーの使用については、財政局が、「福岡市タクシー借上事務取扱い要綱」を規定し、タクシーの使用の手続に関し、必要な事項を定めている。

経済振興局についてもこの要綱に基づき、タクシーの使用に関する事務取扱いがなされている。

本件請求にかかる5件のタクシーの使用について監査した結果、5件ともに、千石荘廃止、跡地活用策の検討に関する用務に使用されていることが認められた。

また、それぞれの使用理由についてみると1回目の早良区役所までの使用については、地下鉄では早良区での打ち合わせ時間に間に合わないと思慮され、2回目以降については、地元の協議場所が、都心から離れていること、バスや地下鉄といった公共交通機関を使用するには不便であること、時間帯によっては公共交通機関がないこと、所要時間がかかることなど、用務の関係上、移動手段や移動時間等が十分に確保できないために、タクシーを使用しており、本市のタクシーの使用に関する基準に照らし、観光課長が本件請求にかかる5件のタクシーの使用についてこれを許可した判断を違法若しくは不当ということとはできないと判断した。

なお、本件請求にかかる1件の地下鉄の使用にかかる支出に関する事務等は適正に行われていた。

タクシーの使用等については以上のとおり、請求に理由がないものと認め棄却とすることとした。

[ 要望文 ]

監 査 第 9 5 号  
平成14年 4月26日

福岡市長 山崎 広太郎 様

福岡市監査委員	石	村	一	明
同	宮	本	秀	国
同	高	橋	宏	和
同	上	野		寛

福岡市職員措置請求について（要望）

平成14年2月26日付けで提出された標記の請求について、別添のとおり、監査を行ったが、下記の事項を要望します。

記

- 1 昨今の社会経済情勢や食糧費の執行に関する近時の判決に鑑み、食糧費支出の最高限度額を減額の方向で見直しの検討を行うこと。
- 2 食糧費の執行にあたっては、市政運営が市民の負担のもと行われていることを改めて思い起こし、市民の誤解・不信を招くことのないよう、個々の事業内容に応じた必要かつ最小限の執行に努め、酒類の提供については、特に留意するよう職員への周知をはかること。